

東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ

「東日本大震災の復興施策の総括」の骨子（案）

はじめに

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（平成 31 年 3 月 8 日閣議決定）により、復興・創生期間後も対応が必要な課題について、復興期間中に実施された復興施策の総括を適切に行った上で、今後の対応を検討する旨決定。

復興推進委員会の下にワーキンググループを設置し、復興施策の効果検証、課題の整理、教訓の取りまとめを実施。

※（今後の課題）を（課題）、（今後の大規模災害に向けた教訓）を（教訓）と以下記載する

I. 概論

未曾有の大規模かつ複合的な災害に対して「前例のない手厚い支援」を実施。

このような支援により、地震・津波被災地域においては復興の「総仕上げ」の段階を迎え、原子力災害被災地域では復興・再生に向けた動きが本格的に始まっているが、今後の対応が必要な課題も残る。

II. 各分野における取組

1. 被災者支援（健康・生活支援）

（成果） 避難者数は約 47 万人から約 5 万人に減少

応急仮設住宅入居者数は約 32 万人から約 7,500 人に減少

震災被害を受けた学校施設は 9 割が復旧済

（課題） 地域の状況に応じたコミュニティ形成、見守り等の支援の一定期間の継続、長期避難者に対する支援

児童生徒の状況等を踏まえた、就学・学習支援

（教訓） 関係者間のネットワークの構築、教訓集の取りまとめ・共有
学校における防災対策・意識啓発

2. 住まいとまちの復興

（成果） 災害公営住宅約 3.0 万戸・高台移転約 1.8 万戸が完成見込み
発展基盤となる交通、物流網（道路、鉄道、港湾等）を整備

（課題） 地震・津波被災地域における期間内の整備完了

整備された宅地等の有効活用

- (教訓) 累次の「加速化措置」の仕組み・ノウハウの継承
災害廃棄物処理、復興まちづくり等に向けた事前の備え

3. 産業・生業の再生

- (成果) 製造品出荷額等はほぼ回復
(H22 比 岩手 120%、宮城 125%、福島 100%)
農林水産関係インフラは概ね復旧
外国人延べ宿泊者数は順調に推移
(H28→H30 全国+30.4% 3 県+102%)
- (課題) 製造品出荷額等は沿岸部で回復に遅れ (H22 比 96%)
販路確保・開拓や人材確保、水産加工品の売上げ回復
- (教訓) 成功事例・ノウハウの取りまとめ・共有、産地の高度化

4. 原子力災害からの復興・再生

- (1) 事故収束 (廃炉・汚染水対策)
- (成果・課題) ロードマップに基づき、引き続き国が前面に立ち、中長期的対応が必要
- (2) 放射性物質の除去等
- (成果) 帰還困難区域を除き、生活環境の除染を一通り実施 (面的除染完了)
- (課題) 中間貯蔵施設への輸送、再生利用、廃棄物処理等の安全・着実な実施
- (3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等
- (成果) 帰還困難区域を除く殆どの地域の避難指示を解除
福島県の避難者数は約 16.5 万人から 4.2 万人に減少
- (課題) 帰還環境整備の継続、交流人口・関係人口の拡大や移住促進
特定復興再生拠点の避難解除、長期避難者に対する支援
- (教訓) 広域避難時の支援体制、関係機関が連携した個別課題の解決
- (4) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積
- (成果) 構想に基づく各拠点の整備が進捗 (廃炉、ロボット、エネルギー等)
- (課題) 「産業発展の青写真」に基づく産業集積、国際教育研究拠点
- (5) 事業者・農林漁業者の再建
- (成果) 被災事業者の事業再開、帰還困難区域を除く農地の除染完了
- (課題) 事業再開、営農再開、放射性物質対策と一体となった森林整備
特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復
- (6) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
- (成果) 32 ヶ国・地域が輸入規制を撤廃、20 ヶ国・地域が緩和
(22 ヶ国・地域で輸入規制が残る)

- (課題) 国内外の風評被害への対策を継続
- (教訓) 様々なメディアを活用した国内外への積極的な情報発信

5. 「新しい東北」の創造

- (成果) 地域の特色に応じた産業・生業の再生につながる事例
- (課題) 地域の民間組織が自立的・持続的に活動を行う環境整備
- (教訓) 地域の多様な主体が平時から連携しやすい環境整備が重要

6. ボランティア、NPO等の多様な主体との協働

- (成果・課題) ボランティア、NPO等の活動促進
多様な主体間の協力関係の確保、維持
- (教訓) 関係者間の平時からの協力体制の整備、教訓・ノウハウの共有

7. 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承

- (成果・課題) 国内外への情報発信（風評払拭）、記憶と教訓の継承

Ⅲ. 復興を支える仕組み

1. 復旧・復興事業の規模と財源

- (成果) 前例のない手厚い財政支援により、復興加速化に貢献
- (課題) 復興施策の効果検証、国と地方の役割分担、他の大規模災害の実例等を踏まえ、復興・創生期間後の復興を支える仕組みの在り方を検討
- (教訓) 今後の南海トラフ地震等の大規模災害に備えた財源確保のあり方について、議論を積み重ねておくことが重要

2. 法制度

(1) 復興特区制度

- (成果) 復興特区法による規制・税制特例や交付金は復興に寄与
- (課題) 規制・金融特例、整備計画、復興特区税制は対象を重点化
復興交付金は、進捗管理を徹底し、全計画の完了を目指す
- (教訓) 今後の大規模災害発生時も、災害の規模・態様、地域特性等に応じて制度設計の検討が必要
機動的運用が可能となるような制度設計が重要

(2) 福島復興再生特別措置法

- (成果) 原子力災害からの復興に特化した基本方針や制度的基盤の整備
- (課題) 移住の促進等の新たな活力の呼び込み、農地の利用集積や

六次化施設の促進、イノベ構想推進、国内外への風評被害対策
(教訓) 今後の大規模災害発生時も、災害の規模・態様、地域特性等
に応じて制度設計の検討が必要

(3) 東日本大震災事業者再生支援機構法等

(成果) 東日本大震災事業者再生支援機構法等に基づき、債権買取
等の二重ローン対策により、相当数の雇用維持に貢献
(課題) 支援措置の周知徹底、支援継続中の事業者の再生完了
(教訓) 関係機関との早期連携、金融機関との情報共有・連携が重要

3. 自治体支援

(成果) 財政支援(震災復興特別交付税等)や人的支援(全国自治体
から職員派遣等)により、復旧・復興事業の円滑な実施に寄与
(課題) 復興・創生期間後の自治体支援のあり方について検討
(教訓) 今後の大規模災害でも災害の規模・態様に応じて適切に支援
技術職員を自治体が確保・育成する視点も必要

おわりに

各種の災害が発生しやすい我が国において、東日本大震災の経験を将来の教訓とすることが重要。

行政機関のみならず、復興に携わる様々な主体が取組を振り返り、専門性に応じた詳細な知見の蓄積を期待。

(参考) 東日本大震災の復興施策の総括に関する主な指標・数値

(参考) 東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ構成員

(参考) 東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ審議実績